

令和3年1月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第1号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第2号	八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第3号	八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11

議案第 1 号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

令和 3 年 1 月 27 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
と だて ともゆき 外 館 友 之	公益社団法人 八戸青年会議所

任期は、令和3年2月1日から令和4年4月30日までとする。

議案第 2 号

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 3 年 1 月 27 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

一般奨学金の償還開始時期について見直しをするとともに、志願資格等に係る規定の整備をするためのものである。

議案第 号

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市奨学金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

一般奨学金の償還開始時期について見直しをするとともに、志願資格等に係る規定の整備
をするためのものである。

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例

八戸市奨学金条例（昭和30年八戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号アを次のように改める。

- ア 高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校をいう。以下同じ。）若しくは特別支援学校の高等部（同法に規定する特別支援学校の高等部をいう。）（以下これらを「高等学校等」という。）（高等学校の通信制の課程を除く。）、高等専門学校（同法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）若しくは大学（同法に規定する大学をいい、通信による教育を行う大学の学部及び短期大学の学科、大学の専攻科及び別科並びに大学院を除く。以下同じ。）に在学（学校教育を受けるための在学に限る。以下同じ。）する者又はこれらの学校に翌年度から進学（学校教育を受けるための進学に限る。以下同じ。）しようとする者

第4条第1項第5号イ中「専修学校」を「学校教育法に規定する専修学校」に、「同じ」を「「専修学校」という」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項第1号中「及び第3号」を削り、同項第4号中「高等学校」を「高等学校等（専攻科を除く。）」に、「大学（」を「、大学（」に改め、「）に」の次に「翌年度から」を加え、同条第3項第1号中「第4号」を「第3号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 学校教育法に規定する中学校又は特別支援学校の中学部_ニ在学する者で、高等学校等（高等学校の通信制の課程を除く。）又は高等専門学校に翌年度から進学しようとするもの
- イ 高等学校等に在学する者で、高等学校等の専攻科（高等学校の通信制の課程を除く。）、高等専門学校の第4学年又は大学に翌年度から進学しようとするもの
- ウ 高等専門学校（専攻科を除く。）に在学する者で、高等専門学校の専攻科又は大学に翌年度から進学しようとするもの

第5条第1号中「、次に」を「、それぞれ次に」に改め、同号ア中「高等学校」を「高等学校等（高等学校の通信制の課程を除く。）」に改め、同号イ中「第4学年若しくは第5学年」を「の第4学年、第5学年若しくは専攻科」に改め、同条第3号中「、次に」を「、それぞれ次に」に改め、同号イ中「第4学年若しくは第5学年」を「の第4学年、第5学年若しくは専攻科」に改める。

第9条第1号中「休学した」を「休学し、又は退学した」に改める。

第11条第1項中「の1年後」を「から起算して1年を経過した月以後の教育委員会が定め

る時」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、一般奨学金は、第9条の規定により奨学生の決定を取り消されたときは、教育委員会が定める時から10年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。

第12条第1項中「当該奨学金に係る奨学生が第10条に規定する教育委員会が定める要件に該当しないとき又は前条第2項各号のいずれかに該当する」を「第9条の規定により奨学生の決定を取り消されたとき又は第10条の規定による償還の免除を受けることができない」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(繰上げ償還)

第15条 奨学生であった者が奨学金の繰上げ償還を申し出たときは、その全部又は一部について、第11条第1項若しくは第2項又は第12条第1項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(志願資格)</p> <p>第4条 一般奨学金に係る奨学生（奨学金の貸与又は給付を受ける者をいう。以下同じ。）に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校をいう。以下同じ。）若しくは特別支援学校の高等部（同法に規定する特別支援学校の高等部をいう。）（以下これを「高等学校等」という。）（高等学校の通信制の課程を除く。）、高等専門学校（同法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）若しくは大学（同法に規定する大学をい、通信による教育を行う大学の学部及び短期大学の学科、大学の専攻科及び別科並びに大学院を除く。以下同じ。）に在学（学校教育を受けるための在学に限る。以下同じ。）する者又はこれらの学校に翌年度から進学（学校教育を受けるための進学に限る。以下同じ。）しようとする者</p> <p>イ 学校教育法に規定する専修学校（修業年限が2年以上である専門課程に限る。以下「専修学校」という。）に在学する者</p> <p>2 第1種特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 高等学校等（専攻科を除く。）又は高等専門学校第3学年に在学する者で、大学（短期大学を除く。）に翌年度から進学しようとするもの</p> <p>3 第2種特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 第1項第1号から第3号までに該当する者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 学校教育法に規定する中学校又は特別支援学校の中学部に在学する者で、高等学校等（高等学校の通信制の課程を除く。）又は高等専門学校に翌年度から進学しようとするもの</p>	<p>(志願資格)</p> <p>第4条 一般奨学金に係る奨学生（奨学金の貸与又は給付を受ける者をいう。以下同じ。）に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 身体の強健な者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校若しくは大学（短期大学及び高等専門学校の専攻科を含む。第3項第2号並びに次条第1号イ及び第3号イにおいて同じ。）に在学する者又はこれらの学校に翌年度から進学しようとする者</p> <p>イ 専修学校（修業年限が2年以上である専門課程に限る。以下同じ。）に在学する者</p> <p>2 第1種特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 前項第1号及び第3号に該当する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 高等学校又は高等専門学校第3学年に在学する者で大学（短期大学を除く。）に進学しようとするもの</p> <p>3 第2種特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 第1項第1号から第4号までに該当する者</p> <p>(2) 中学校（特別支援学校の中等部を含む。）、高等学校又は高等専門学校に在学する者で、高等学校、高等専門学校又は大学に翌年度から進学しようとするもの</p>

改正後

うとするもの

イ 高等学校等に在学する者で、高等学校等の専攻科（高等学校の通信制の課程を除く。）、高等専門学校の第4学年又は大学に翌年度から進学しようとするもの
 ウ 高等専門学校（専攻科を除く。）に在学する者で、高等専門学校の専攻科又は大学に翌年度から進学しようとするもの

(奨学金の額)

第5条 奨学金の額は、本人の希望、家庭の事情等を参酌し、次に掲げるところにより毎年度予算の範囲内において教育委員会が決定する。

- (1) 一般奨学金 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 高等学校等（高等学校の通信制の課程を除く。）又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在学する者 月額2万円以内
- イ 高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科、大学又は専修学校に在学する者 月額4万円以内
- (2) (略)
- (3) 第2種特別奨学金 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア (略)
- イ 高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科又は大学に在学する者 月額4万円以内

(奨学金の貸与又は給付の停止等)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与若しくは給付を停止し、又は奨学生の決定を取り消す。

- (1) 休学し、又は退学したとき。
- (2)～(6) (略)

(一般奨学金の償還)

第11条 一般奨学金は、学校を卒業する日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月以後の教育委員会が定める時から10年以内の期間において、月額、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一般奨学金は、第9条の規定により奨学生の決定を取り消されたときは、教育委員会が定める時から10年以内の期間において、月額、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。

改正前

(奨学金の額)

第5条 奨学金の額は、本人の希望、家庭の事情等を参酌し、次に掲げるところにより毎年度予算の範囲内において教育委員会が決定する。

- (1) 一般奨学金 次に掲げる者の区分に応じ、次に定める額
- ア 高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在学する者 月額2万円以内
- イ 高等専門学校第4学年若しくは第5学年、大学又は専修学校に在学する者 月額4万円以内
- (2) (略)
- (3) 第2種特別奨学金 次に掲げる者の区分に応じ、次に定める額
- ア (略)
- イ 高等専門学校第4学年若しくは第5学年又は大学に在学する者 月額4万円以内

(奨学金の貸与又は給付の停止等)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与若しくは給付を停止し、又は奨学生の決定を取り消す。

- (1) 休学したとき。
- (2)～(6) (略)

(一般奨学金の償還)

第11条 一般奨学金は、学校を卒業する日の属する月の翌月の1年後から10年以内の期間において、月額、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。

2 一般奨学金に係る奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の発生した日の属する年度の翌年度の4月から前項に準じて、奨学金を償還しなければならない。

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>(第1種特別奨学金の償還)</p> <p>第12条 第1種特別奨学金は、第9条の規定により奨学生の決定を取り消されたとき又は第10条の規定による償還の免除を受けることができないときは、教育委員会が定める時から20年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(繰上げ償還)</u></p> <p>第15条 奨学生であった者が奨学金の繰上げ償還を申し出たときは、その全部又は一部について、第11条第1項若しくは第2項又は第12条第1項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還することができる。</p> <p>(教育委員会への委任)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>(1) <u>退学したとき。</u></p> <p>(2) <u>奨学金の貸与を辞退したとき。</u></p> <p>(3) <u>奨学生の決定を取り消されたとき。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(第1種特別奨学金の償還)</p> <p>第12条 第1種特別奨学金は、当該奨学金に係る奨学生が第10条に規定する教育委員会が定める要件に該当しないとき又は前条第2項各号のいずれかに該当するときは、教育委員会が定める時から20年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育委員会への委任)</p> <p>第15条 (略)</p>

議案第 3 号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 3 年 1 月 27 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

教育振興基金の設置の目的を変更するためのものである。

議案第 号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

教育振興基金の設置の目的を変更するためのものである。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「教員国内・海外研修資金」を「教員国内研修資金」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基金の設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育振興基金 教員国内研修資金</p> <p>(4)～(31) (略)</p>	<p>(基金の設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育振興基金 教員国内・海外研修資金</p> <p>(4)～(31) (略)</p>

